

議案第六号

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区的一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成十八年杉並区条例第一号）の  
部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「特別区人事委員会規則」の下に「学  
校教育職員（杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号）第  
二条で定める者をいう。）にあつては、特別区人事委員会の承認を得て定める杉並区教育  
委員会規則」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

規則への委任に関する規定を改める必要がある。

杉並区的一般職の任期付職員を採用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(委任)</p> <p>第四条 第二条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則（学校教育職員（杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第 号）第一条で定める者をいう。）にあつては、特別区人事委員会の承認を得て定める杉並区教育委員会規則）で定める。</p>	<p>(特別区人事委員会規則への委任)</p> <p>第四条 第二条の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、特別区人事委員会規則</p> <p>で</p> <p>定める。</p>